

大和市立緑野小学校PTA規約

第一章 総則

- 第1条** 本会は大和市立緑野小学校保護者と教職員の会とし、名称を『緑野小学校PTA』とする。
- 第2条** 本会は学校の教育方針に協力し、家庭生活における児童の幸福な成長をはかり、地域社会と協力し、保護者に対する成人教育を高めることを目的とする。
- 第3条** 本会は学校側の教育を本旨とする問題等についての参考資料は提出するが、学校の管理、人事に関与しない。

第二章 会員

- 第4条** 本会の会員は児童の父または母、これに代わる人および教職員とする。
- 第5条** 会員はすべて平等の権利と義務を有し、会費を納める義務がある。

第三章 役員および会計監査委員

- 第6条** 本会に次の本部役員（以下役員と呼ぶ）および会計監査委員をおく。会長1名、副会長3名、会計1名、書記2名、会計監査委員3名。
- 第7条** 役員および会計監査委員の任務は次の通りとする。
- ① 会長は本会を代表し、会務を総括する。総会および運営委員会を招集する。
 - ② 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは、その代行をする。
 - ③ 会計は本会の会計事務を処理し、予算および決算を総会に報告する。
 - ④ 書記は本会の議事を記録し、文書の保管、各種会合の通知発送等、会務を処理する。
 - ⑤ 会計監査委員は会計帳簿を監査し、総会に報告する。また、他の役員および委員を兼ねることはできない。
- 第8条** 役員および会計監査委員の任期は1年とする。但し欠員ができたときは、会長が後任を推薦し運営委員会の承認を得る。任期は残任期間とする。
- 第9条** 役員および会計監査委員の選出は次の通り行う。
- ① 指名委員会が人選を行う。運営については細則で定める。
 - ② 役員および会計監査委員の選出が決定したら書面にて報告する。

第四章 委員会

第10条 本会に次の委員会をおく。

- ① 校外委員会
- ② 学年委員会
- ③ 成人教育委員会
- ④ 広報委員会
- ⑤ 指名委員会
- ⑥ 特別委員会

第11条 ① 委員の任期は1年とする。

- ② 各委員会に委員長1名、副委員長2名をおき、委員の互選により選出される。(ただし特別委員会を除く。)
- ③ 特別委員会の正副委員長およびそれに同等する委員は、委員の互選により選出される。
- ④ 各委員会の運営については、細則で定める。

第12条 ① 委員長は委員会を統括し、事業を遂行する。

- ② 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在のときは、その代行をする。

第五章 運営

第13条 総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は年1回以上とする。

臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の請求があるときは開催することができる。

定足数は全会員の3分の1以上とする。但し委任状を認める。

総会の決議は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

第14条 役員会は会長が招集し、会務の計画立案、事業の遂行について決議する。

構成は役員および学校長、教頭、教務とする。

第15条 運営委員会は事業を企画検討し、細則および地区割りの審議等、会務を処理する。構成は役員、各委員会の委員長、副委員長および学校長、教頭、教務、事務局の会計、書記とする。

第16条 会務運営のため学校に事務局を設け、次の教職員をおく。

会計1名(教職員) 書記1名(教職員)

第六章 会計

- 第17条** 本会の経費は会費、事業収入および自発的な寄付をもって支弁する。
- 第18条** 会費変更および会員または部外の者に対して寄付を求める場合は、総会の承認を得なければならない。
- 第19条** 本会の会費は年額3,000円を上限とする。
- 第20条** 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第七章 改正

- 第21条** この規約は、総会において出席者の2分の1以上の賛成によって改正することができる。但し、可否同数のときは議長が決する。

付 則

- この規約は昭和46年4月1日から実施する。
- この規約は昭和50年4月1日から実施する。
- この規約は昭和57年4月1日から実施する。
- この規約は昭和58年4月1日から実施する。
- この規約は昭和59年4月1日から実施する。
- この規約は昭和60年4月1日から実施する。
- この規約は昭和63年4月1日から実施する。
- この規約は平成10年4月1日から実施する。
- この規約は平成14年4月1日から実施する。
- この規約は平成15年4月1日から実施する。
- この規約は平成25年4月1日から実施する。
- この規約は令和4年5月23日から実施する。

大和市立緑野小学校PTA細則

第 1 条 校 外 委 員 会

1. 構成 校外委員会は地区より選出された委員と教職員より選出された委員をもって構成する。委員数は会員数50名以下は2名、50名以上は3名とする。(地区によって多少の増減は可)
2. 目的
 - ・校外委員会は学校と地域、家庭への連絡調整に努める。
 - ・子ども達の登下校の交通安全に務め、学校外における生活の指導、地域の教育環境の改善充実をはかる。
3. 活動
 - ①校外委員会は本部役員と連絡をとり委員長がこれを召集する。事業計画は運営委員会の承認を得て行う。
 - ②対外的な活動に対しては本部役員の協力を得ることができる。

第 2 条 学 年 委 員 会

1. 構成 学年委員会は各学年より選出された委員と教職員により構成する。
2. 目的 学年委員会は子ども達が健全に成長するよう保護者と教職員が協力して、学校生活や家庭生活の充実向上をはかり、また会員相互の信頼と理解を深めることとする。
3. 活動
 - ①学年委員会は本部役員と連絡をとり委員長がこれを召集する。事業計画は運営委員会の承認を得て行う。
 - ②学年委員会は必要に応じて、本部の仕事を手伝う。

第 3 条 成 人 教 育 委 員 会

1. 構成 成人教育委員会は6年生を除く各学年より選出された委員と教職員により構成する。
2. 目的 成人教育委員会は自主性のある会員意識を高め家庭教育の向上をはかり会員相互の交流を深めることを目指す。
3. 活動
 - ①成人教育委員会は本部役員と連絡をとり委員長がこれを召集する。事業計画は運営委員会の承認を得て行う。
 - ②成人教育委員会は必要に応じて、講演会、講習会等の開催、読書の推進等を行いま、厚生面の充実をはかる。
 - ③成人教育委員会は必要に応じて、本部の仕事を手伝う。

第 4 条 広 報 委 員 会

1. 構成 広報委員会は6年生を除く各学年より選出された委員と教職員により構成する。
2. 目的 広報委員会はPTAの活動状況を会員に知らせて、相互の意識を高めることに努める。そして記録保管をする。
3. 活動
 - ①広報委員会は本部役員と連絡をとり委員長がこれを召集する。事業計画は運営委員会の承認を得て行う。
 - ②広報委員会は必要に応じて、広報誌あるいは速報等の発行をする。
 - ③広く会員に知らせる内容を目指し、特定の宗派を支持したり、支援したり、営利を目的とする記事に触れることなく的確な情報を提供する。
 - ④広報委員会は必要に応じて、本部の仕事を手伝う。

第 5 条 指 名 委 員 会

1. 構成 指名委員会は5, 6年生を除く各学年より選出された委員と教職員により選出された委員をもって構成する。
2. 目的 指名委員会は責任をもって、次年度の本部役員7名と会計監査委員3名を選出する。
3. 活動
 - ①第1回委員会は会長が招集し、前年度委員長が会務の説明をする。
 - ②委員会は2分の1以上の出席によって成立し、出席委員の過半数の賛成によって議決する。
 - ③役員および会計監査委員の候補者を選出し、本人の内諾を得る。
 - ④総会で本部役員、会計監査委員を報告したときは、任務が終了し、委員会は解散する。
 - ⑤指名委員会は必要に応じて、本部の仕事を手伝う。

第 6 条 特別委員会

- ①特別委員会は必要に応じて運営委員会の承認を得て設ける。委員は会長が委託する。
- ②特別委員会は、必要に応じて運営委員会に出席する。
- ③特別委員会は任務が終了したときは、運営委員会の承認を得て解散する。

第 7 条 委員選出方法

- ①各地区より選出する委員は、地区毎に前年度の委員が協力して選出する。
- ②委員は、PTA カードをもとに選出する。

第 8 条 委員会開催会場

- ①委員会を開催する場合は、会場は学校を使用することを原則とする。
- ②学校以外で開催する場合は、三役が本部に相談する。

第 9 条 慶弔

- ①教職員が結婚した場合は、祝い金を贈る。
- ②会員または児童が死亡したときは、香典を贈り弔意をあらわす。
- ③教職員が退職したときは、記念品を贈り謝意をあらわす。
- ④本部役員、運営委員をした者に謝意をあらわし、その都度協議し感謝状を贈ることができる。

第 10 条 会計(転出入生の会費について)

- ①年度途中で会員資格を失った場合、当月までの会費を月割りして清算する。
- ②年度途中で会員資格を得た場合、翌月からの会費を月割りで納入する。